

【所属名：市民部環境生活課環境係】

会 議 録

作成日 令和5年2月14日

件名	令和4年度 第1回 糸魚川市環境審議会 (1) 第2次糸魚川市環境基本計画 令和4年度進捗状況報告について (2) 糸魚川市希少野生動植物保護条例素案の概要について				
日	令和5年2月8日(水)	時間	13時30分から 15時30分まで	場所	市役所 203・204 会議室
出席者	・委員【出席】山縣委員、渡邊(悦)委員、佐藤委員、小林委員、猪又委員、高松委員、齋藤委員、渡邊(幸)委員、吉田委員、杉森委員、杉野委員、野澤委員 【欠席】高柳委員 ・事務局【環境生活課】猪又課長、小竹課長補佐、渡辺主査、石井主事				
	傍聴者定員		—	傍聴者数	1名

会議要旨

<p>1 開会・挨拶（進行：小竹課長補佐 挨拶：猪又課長） 開会宣言</p> <p>2 自己紹介（出席委員12名）</p> <p>3 会長、副会長の選出 互選の結果、会長：山縣委員、副会長：杉野委員に決定した。</p> <p>4 議事（進行：山縣会長） (1)第2次糸魚川市環境基本計画 令和4年度進捗状況報告について 《主な質疑・意見》 【委員】太陽光発電設備の廃棄処理について、産業廃棄物になるのか、一般廃棄物になるのか。 【事務局】自分で撤去して廃棄する場合は、一般廃棄物となる。1m以上の大きさであれば、収集業者へ持込となり有料となる。業者が撤去する場合は、業者側で適切な処理を行う。今後の課題としては、今までに設置された大型のパネルが大量に廃棄されてくる。法整備が整っていないため、国ではリサイクルも含め法整備への審議がされている。国から示されれば、市でも周知していく。 【委員】糸魚川市内の生物調査は行われているのか。 【事務局】市では過去に調査を行い、レッドブック「糸魚川市の貴重ないきものたち」を作成しているが、その後調査は行っていない。</p>

【委員】作成されたレッドブックは、国県レベルの調査を行っていない。レッドブックを作ることが生物多様性を調査することではない。産業的にどう保護するかという観点で、強制力はない。レッドデータに頼らず、糸魚川市にはどのような生態系があるのか、できるだけ早く調査していただけたらと思う。

【事務局】この後の議題にもあるが、条例の制定も考えている。そのような取組が大切であることは認識している。

【委員】蓮華の白池（しらいけ）の環境が変わり大切なものが消滅している。また、根知のしろ池では錦鯉を放したため水草が減少して、トンボやクロサンショウウオが激減している。今のままだといなくなると危惧している。駆除をお願いしたい。糸魚川にいない動植物の種を持ち込まない、外来種の駆除についての周知もしてほしい。

【事務局】田海ヶ池にも錦鯉がいて、捕獲作業をしてもかからない。駆除の方法を研究して対策をとっていく必要があると感じている。

また、オオキンケイギクやセイタカアワダチソウなど、これまでも周知を行ってきたが、認知度が低いと感じている。今後も駆除について周知をしていく。

【委員】ナガミヒナゲシという植物も見たいは良いが、種が沢山飛ぶため広域に広がる。他には名前が分からないが、せり科の白い花を大小咲かせる植物も市内で見られる。外来種全般の調査をして把握してほしい。

【事務局】市民で判断できない場合もあると思うので、個別に対応していきたい。今後、調査や啓発を考えていきたい。委員の皆さんからのご協力をお願いしたい。

【委員】農業従事者にも環境保全を意識してほしい。

【事務局】農家の方は良いものを作るため色々と考えていると思うが、さらに環境保全にも考慮していただけるよう、何をどうすればよいか農林水産課と話していきたい。

【委員】登山道整備の活動を行っているが、会員の年齢が高齢で活動に制限が出ている。また、教育現場での活動でも、先生方や親世代が事前準備の時間がなかったり、自然経験がなく、指導者がいない。市のイベントには継続性がなく、若者に関心をもってもらえるような発信をしていない。

【事務局】イベントの企画の際には、対象者を意識しているが、イベントや講演会が終わった後にこういう団体があって、加入すると次にこういうことがありますよといった紹介する意識がなかった。今後の取組に取り入れることを検討したい。

(2)糸魚川市希少野生動植物保護条例素案の概要について

《主な質疑・意見》

【委員】 指定希少野生動植物 100 種と特別指定希少野生動植物 57 種の選定は市で選定したのか。また、指定希少野生動植物の中に特別指定希少野生動植物が含まれているのか。

【事務局】 ジオパーク自然資源保全委員会の皆様からご協力いただいて選定した。指定希少野生動植物の中に特別指定希少野生動植物は含まれている。

【委員】 糸魚川市独自の条例にしてほしい。専門家の方の意見を取り入れて素案に活かしてほしい。また、指定希少野生動植物に罰則がないが、効果のある方法を考えてほしい。

【事務局】 種の数自体も糸魚川独自となっていると思う。ジオパーク自然資源保全委員会から最後の詰めを行っていただいている。糸魚川市独自の視点を取り入れながら進めたい。

今後、選定種の詳細が決まり次第、委員の皆さんにご確認をお願いしたい。ご確認いただく方法については、対面式または状況によっては書面になるかもしれないが、確認後条例を制定し、議会で議決して施行される。

【委員】 市内観光地のガイドや糸魚川の情報発信をしている中で、糸魚川市民が一番地元の良さやすばらしさを知らない。市でも情報発信はしているが届いていない。今回の条例制定のタイミングが知ってもらう良いチャンスだと思う。そこから環境について関心を持ってもらえと思う。

【事務局】 皆さんに届く良いタイミングだと思うので、周知や発信する際にはしっかりと正しく伝えていきたい。

【委員】 制定までのスケジュールを教えてください。

【事務局】 条例には環境審議会で種の選定を行うと記したい。スケジュールについては、大枠の条例案は作成しており、罰則を設けるため検察庁に協議が必要となる。協議が整い次第上程する。最短で6月議会に上程、6月末に議会が終わり制定されれば、3ヶ月位罰則規定をとるので、10月頃から罰則が有効になる。周知については条例の制定と合わせて進めたい。

【委員】 捕獲についての詳細な定義を教えてください。また、条例制定の話が漏れると駆け込みで捕獲に来るので、秘密にしてほしい。

【事務局】 専門家と相談させていただく。情報漏洩についても、審議が始まれば仕方ないところもある。種がオープンになるとまずいのであれば、12月議会に上程するのも一つの方法である。

5 その他

6 閉会

以上